

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 8 号

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部
を改正する規則

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成 5 年
川崎市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 号様式（第 1 面）中「印」を削る。

第 1 4 号様式（第 3 面）備考第 3 項第 5 号中「大腸菌群数等」を「大腸菌数
等」に改める。

第 3 8 号様式中

「

※ ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（動植物油脂類含有量）			mg / ℓ
※ 大 腸 菌			個 / ml

」

を

「

ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（動植物油脂類含有量）			mg / ℓ
大 腸 菌			cfu / ml

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。